

原子力の平和的利用における協力のための日本国政府と
グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国政府
との間の協定（新旧対照）

（参考）

改正後

原子力の平和的利用における協力のための日本国政府と
グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国政府
との間の協定

日本国政府及びグレート・ブリテン及び北部アイルランド連
合王国政府は、
原子力の平和的利用の促進に引き続き協力することを希望
し、

千九百六十八年三月六日に署名された原子力の平和的利用に
おける協力のための日本国政府とグレート・ブリテン及び北部
アイルランド連合王国政府との間の協定（以下「旧協定」とい
う。）の下での原子力の平和的利用における両国間の緊密な協
力を考慮し、
日本国とグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国
が千九百六十八年七月一日に作成された核兵器の不拡散に関す
る条約の締約国であることに留意し、

改正前

原子力の平和的利用における協力のための日本国政府と
グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国政府
との間の協定

日本国政府及びグレート・ブリテン及び北部アイルランド連
合王国政府は、
原子力の平和的利用の促進に引き続き協力することを希望
し、

千九百六十八年三月六日に署名された原子力の平和的利用に
おける協力のための日本国政府とグレート・ブリテン及び北部
アイルランド連合王国政府との間の協定（以下「旧協定」とい
う。）の下での原子力の平和的利用における両国間の緊密な協
力を考慮し、
日本国とグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国
が千九百六十八年七月一日に作成された核兵器の不拡散に関す
る条約（以下「不拡散条約」という。）の締約国であることに
留意し、

日本国とグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国が国際原子力機関（以下「機関」という。）の加盟国であることを認識して、

次のとおり協定した。

第一条

1 両締約国政府は、両国における原子力の平和的・非爆発目的利用の促進のため、この協定の下で次の方法により協力する。

(a) 及び (b) (略)

(c) 一方の締約国政府又はその管轄の下にある認められた者は、供給者と受領者との間の合意によって定める条件で、資材、核物質、設備及び技術を他方の締約国政府又はその管轄の下にある認められた者に供給し、又はこれらから受領することができる。

(d) (略)

2 (略)

第二条

日本国とグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国が国際原子力機関（以下「機関」という。）の加盟国であることを認識し、

グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国が欧州原子力共同体（以下「ユーラトム」という。）の加盟国であることを認識して、

次のとおり協定した。

第一条

1 両締約国政府は、両国における原子力の平和的・非爆発目的利用の促進のため、この協定の下で次の方法により協力する。

(a) 及び (b) (略)

(c) 一方の締約国政府又はその管轄の下にある認められた者は、供給者と受領者との間の合意によって定める条件で、資材、核物質及び設備を他方の締約国政府又はその管轄の下にある認められた者に供給し、又はこれらから受領することができる。

(d) (略)

2 (略)

第二条

前条に定める両締約国政府の間の協力は、この協定の規定及びそれぞれの国において効力を有する法令に従うものとし、かつ、前条1(c)に定める協力の場合については、次の要件に従う。

(a) 日本国政府又はその管轄の下にある認められた者が受領者となる場合には、日本国内で行われるすべての原子力活動に係るすべての核物質について、機関の保障措置の適用を受諾していること。千九百九十八年十二月四日に作成された追加議定書により補足された千九百七十七年三月四日に作成された核兵器の不拡散に関する条約第三条1及び4の規定の実施に関する日本国政府と国際原子力機関との間の協定（以下「日本国に関する保障措置協定」という。）が実施されているときは、この要件を満たしているものとする。

(b) グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国政府又はその管轄の下にある認められた者が受領者となる場合には、グレート・ブリテン及び北部アイルランド内の施設にあるすべての非軍事用核物質について、機関の保障措置の適用を受諾していること。二千十八年六月七日に作成された追加議定書により補足された同日に作成された核兵器

前条に定める両締約国政府の間の協力は、この協定の規定及びそれぞれの国において効力を有する法令に従うものとし、かつ、前条1(c)に定める協力の場合については、次の要件に従う。

(a) 日本国政府又はその管轄の下にある認められた者が受領者となる場合には、日本国内で行われるすべての原子力活動に係るすべての核物質について、機関の保障措置の適用を受諾していること。千九百七十七年三月四日に作成された不拡散条約第三条1及び4の規定の実施に関する日本国政府と機関との間の協定が実施されているときは、この要件を満たしているものとする。

(b) グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国政府又はその管轄の下にある認められた者が受領者となる場合には、グレート・ブリテン及び北部アイルランド内の施設にあるすべての非軍事用核物質について、機関の保障措置の適用を受諾していること。千九百七十六年九月六日に作成された不拡散条約に関連するグレート・ブリテン及び北

の不拡散に関する条約に関連するグレート・ブリテン及び
北部アイルランド連合王国における保障措置の適用のため
のグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国と国
際原子力機関との間の協定（以下「英国に関する保障措置
協定」という。）が実施されているときは、この要件を満
たしているものとする。

第三条

1 この協定の下での協力は、平和的非爆発目的に限って行
う。

2 この協定に基づいて移転された資材、核物質、設備及び技
術、技術に基づく設備並びに回収され又は副産物として生産
された核物質は、平和的非爆発目的にのみ使用される。

第四条

1 前条の規定に基づく義務の履行を確保するため、この協定
に基づいて移転された核物質及び回収され又は副産物として
生産された核物質は、

(a) 日本国内においては、日本国に関する保障措置協定の適
用を受ける。

(b) (i) グレート・ブリテン及び北部アイルランド内において
は、英国に関する保障措置協定及び英国に関する保障措

部アイルランド連合王国、ユーラトム及び機関の間の協定
が実施されているときは、この要件を満たしているものと
する。

第三条

この協定に基づいて移転された資材、核物質及び設備並びに
回収され又は副産物として生産された核物質は、平和的非爆発
目的にのみ使用される。

第四条

1 前条の規定に基づく義務の履行を確保するため、この協定
に基づいて移転された核物質及び回収され又は副産物として
生産された核物質は、

(a) 日本国内においては、第二条(a)に規定する協定の適用を
受ける。

(b) (i) グレート・ブリテン及び北部アイルランド内において
は、(1)第二条(b)に規定する協定及び同協定に規定する保

置協定に規定する保障措置に関する補助的措置の適用を受けるものとし、

(ii) (略)

2 いずれか一方の締約国政府が、機関が何らかの理由により

1において特定される保障措置を適用していないこと又は適用しないであろうことを知った場合には、両締約国政府は、是正措置をとるため直ちに協議するものとし、また、そのような是正措置がとられないときは、機関の保障措置の原則及び手続に合致する取極であつて、効果及び適用範囲に関して1において特定される保障措置と同等の保障措置を可能とするものを速やかに締結する。

第五条

1 この協定に基づいて移転された核物質及び回収され又は副産物として生産された核物質に関し、適切な防護の措置が維持さ

障措置に関する補助的措置並びに(2)千九百五十七年三月二十五日に署名されたユーラトムを設立する条約に基づくユーラトムの保障措置の適用を受けるものとし、

(ii) グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国の

その他の領域内には、機関の保障措置(i)において特定される保障措置と同等のもの)の適用を受諾する取極及び適当な場合にはそのような保障措置に関する補助的措置をとる取極が作成されない限り置かれない。

2 いずれか一方の締約国政府が、機関又はユーラトムが何らかの理由により1において特定される保障措置を適用してい

ないこと又は適用しないであろうことを知った場合には、両締約国政府は、是正措置をとるため直ちに協議するものとし、また、そのような是正措置がとられないときは、機関又はユーラトムの保障措置の原則及び手続に合致する取極であつて、効果及び適用範囲に関して1において特定される保障措置と同等の保障措置を可能とするものを速やかに締結する。

第五条

この協定に基づいて移転された核物質及び回収され又は副産物として生産された核物質に関し、適切な防護の措置が維持さ

持されるものとし、当該防護の措置は、最小限この協定の附属書Bに定める水準のものとする。

- 2 日本国及びグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国は、この協定の実施に当たり、千九百七十九年十月二十六日に採択され、二千五年七月八日に改正された核物質及び原子力施設の防護に関する条約に適合するように行動する。

第六条

- 1 この協定に基づいて移転された資材、核物質、設備及び技術、技術に基づく設備並びに回収され又は副産物として生産された核物質は、この協定の附属書Cに記載された条件が満たされることについての保証を受領締約国政府が両締約国政府により適切と認められる方法によって得る場合又はこのような保証が得られない場合において供給締約国政府の文書による事前の同意があるときを除くほか、受領締約国政府の管轄の外（供給締約国政府の管轄内を除く。）に移転され又は再移転されない。

- 2 次に掲げる技術、設備及び核物質は、1の要件を満たし、かつ、供給締約国政府の文書による事前の同意がある場合を除くほか、受領締約国政府の管轄の外（供給締約国政府の管轄内を除く。）に移転され又は再移転されない。

れるものとし、当該防護の措置は、最小限この協定の附属書Bに定める水準のものとする。

第六条

- 1 この協定に基づいて移転された資材、核物質及び設備並びに回収され又は副産物として生産された核物質は、この協定の附属書Cに記載された条件が満たされることについての保証を受領締約国政府が両締約国政府により適切と認められる方法によって得る場合又はこのような保証が得られない場合において供給締約国政府の文書による事前の同意があるときを除くほか、受領締約国政府の管轄の外（供給締約国政府の管轄内を除く。）に移転され又は再移転されない。

- 2 次に掲げるものは、1の要件を満たし、かつ、供給締約国政府の文書による事前の同意がある場合を除くほか、受領締約国政府の管轄の外（供給締約国政府の管轄内を除く。）に移転され又は再移転されない。

(a) 濃縮、再処理又は重水生産のための技術又は設備であつてこの協定に基づいて移転されたもの

(b) (略)

第七条

1 直接であると第三国を経由してであるとを問わず、両国間において移転される資材、核物質、設備及び技術は、供給締約国政府が受領締約国政府に対し予定される移転を文書により通告した場合に限り、かつ、これらが受領締約国政府の管轄に入る時から、この協定の適用を受ける。供給締約国政府は、通告された資材、核物質、設備又は技術の移転に先立ち、移転される当該資材、核物質、設備又は技術がこの協定の適用を受けることとなること及び予定される受領者が受領締約国政府でない場合には当該受領者が受領締約国政府の管轄の下にある認められた者であることの文書による確認を受領締約国政府から得なければならない。

2 この協定の適用を受ける資材、核物質、設備及び技術は、次の場合には、この協定の適用を受けないこととなるものとする。

(a) 濃縮、再処理又は重水生産のための設備であつてこの協定に基づいて移転されたもの

(b) この協定に基づいて移転された同位元素ウラン二三三若しくは二三五の二十パーセント以上の濃縮ウラン又はプルトニウム

第七条

1 直接であると第三国を経由してであるとを問わず、両国間において移転される資材、核物質及び設備は、供給締約国政府が受領締約国政府に対し予定される移転を文書により通告した場合に限り、かつ、これらが受領締約国政府の管轄に入る時から、この協定の適用を受ける。供給締約国政府は、通告された品目の移転に先立ち、移転される当該品目がこの協定の適用を受けることとなること及び予定される受領者が受領締約国政府でない場合には当該受領者が受領締約国政府の管轄の下にある認められた者であることの文書による確認を受領締約国政府から得なければならない。

2 この協定の適用を受ける資材、核物質及び設備は、次の場合には、この協定の適用を受けないこととなるものとする。

- (a) そのような資材、核物質又は設備がこの協定の関係規定に従い受領締約国政府の管轄の外に移転された場合
- (b) そのような資材、核物質、設備又は技術がこの協定の適用を受けないこととなることについて、両締約国政府が合意する場合

(c) (略)

第七条のA

両締約国政府は、相互の間又はそれぞれの政府機関の間で、第一条に規定するところに従い、原子力の平和的非爆発目的利用のための研究開発に係る協力を発展させる。両締約国政府又はそれらの政府機関は、適当な場合には、大学、実験施設、民間部門その他の全ての研究部門の研究者及び組織が当該協力に参加することを認めることができる。両締約国政府は、また、この分野におけるそれぞれの管轄の下にある者の間の当該協力を容易にする。

- (a) これらの品目がこの協定の関係規定に従い受領締約国政府の管轄の外に移転された場合
- (b) 当該品目がこの協定の適用を受けないこととなることについて、両締約国政府が合意する場合

(c) 核物質について、機関が、第二条に規定する関連の協定の保障措置の終了に係る規定に従い、当該核物質が消耗したこと、機関の保障措置の適用が相当とされるいかなる原子力活動にも使用することができないような態様で希釈されたこと又は實際上回収不可能となったことを決定した場合

第七条のB

1 この協定の規定は、日本国及びグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国における原子力活動を妨げ、若しくは遅延させること又は当該原子力活動に対して不当に干渉することを回避するような態様により、また、当該原子力活動の経済的かつ安全な実施のために必要とされる管理についての慎重な慣行に適合するような態様により、誠実に実施される。

2 この協定の規定は、商業上若しくは産業上の利益を追求するために、いずれか一方の締約国政府若しくはその管轄の下にある者の商業上若しくは産業上の利益を損なうために、いずれか一方の締約国政府の原子力政策に干渉するために又は原子力の平和的非爆発目的利用の推進を妨げるために利用してはならない。

3 転換、燃料加工、濃縮又は再処理の工程において他の核物質と混合されることにより、この協定の適用を受けている核物質の特性が失われた場合又は失われたと認められる場合には、当該核物質の特定については、代替可能性の原則及び構成比率による比例の原則により行うことができる。

4 日本国及びグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合

王国は、この協定の実施に当たり、千九百八十六年九月二十六日に採択された原子力事故の早期通報に関する条約、千九百八十六年九月二十六日に採択された原子力事故又は放射線緊急事態の場合における援助に関する条約、千九百九十四年九月二十日に作成された原子力の安全に関する条約及び千九百九十七年九月五日に作成された使用済燃料管理及び放射性廃棄物管理の安全に関する条約に適合するように行動する。

第七条のC

両締約国政府は、日本国及びグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国の双方が当事国である関連する国際協定並びにそれぞれの国において効力を有する法令に従い、この協定の下での協力から生じた知的財産及び当該協力を通じて移転された技術の適切かつ効果的な保護を確保する。

第七条のD

両締約国政府は、この協定に基づいて移転された資材、核物質、設備及び技術、技術に基づく設備並びに回収され又は副産物として生産された核物質の安全かつ効果的な管理に関する情報を交換する。

第八条から第十条まで

(略)

第十一条

第八条から第十条まで

(略)

第十一条

1) いずれか一方の締約国政府が、この協定の効力発生後のいずれかの時点において、(a) 第三条から第六条までの規定若しくは前条に規定する仲裁裁判所の決定に従わない場合又は(b) 第二条に規定する機関との間の保障措置協定を終了させ、若しくはこれに対する重大な違反をする場合には、他方の締約国政府は、当該一方の締約国政府に対し是正措置をとるよう要求する権利を有する。その是正措置が適当な期間内にとられなかったときは、その是正措置を要求した締約国政府は、文書による通告によつてこの協定の下でのその後の協力の全部若しくは一部を停止し、又はこの協定を終了させる権利を有する。この場合において、この協定を終了させた締約国政府は、この協定に基づいて移転された資材、核物質及び設備、技術に基づく設備並びに回収され又は副産物として生産された核物質であつて、その時に他方の締約国政府の管轄の下にあるものの返還を要求する権利を有する。ただし、その返還につき時価による支払を行うことを条件とする。

2) グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国がこの協定に基づいて移転された資材、核物質、設備若しくは技術、技術に基づく設備又は回収され又は副産物として生産された核物質を用いて核爆発装置を爆発させる場合には、日本

いづれか一方の締約国政府が、この協定の効力発生後のいずれかの時点において、第三条から第六条までの規定又は第十条に規定する仲裁裁判所の決定に従わない場合には、他方の締約国政府は、当該一方の締約国政府に対し是正措置をとるよう要求する権利を有する。その是正措置が適当な期間内にとられなかったときは、その是正措置を要求した締約国政府は、文書による通告によつてこの協定を停止し又は終了させる権利を有する。この場合において、この協定を終了させた締約国政府は、この協定に基づいて移転された核物質であつてその時に他方の締約国政府の管轄の下にあるものの返還を要求することができ、ただし、その返還につき時価による支払を行うことを条件とする。

国政府は、この協定の下でのその後の協力を停止し、又はこの協定を終了させる権利及び返還を要求する権利であつて、
1に規定するものと同じ権利を有する。

3 | 日本国が核爆発装置を爆発させる場合には、グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国政府は、この協定の下でのその後の協力を停止し、又はこの協定を終了させる権利及び返還を要求する権利であつて、1に規定するものと同じ権利を有する。

第十二条

この協定の適用上、

(a)から(e)まで (略)

(f) 「技術」とは、資材、核物質又は設備の開発、生産又は使用のために必要とされる特定の情報をいう。ただし、利用可能な情報であつて、更に提供することが制限されていないものを除く。両締約国政府が書面によつて特定し、及び合意する場合には、基礎科学的研究に関する情報についても除くことができる。この特定の情報は、技術的資料の形式をとることができる。このような形式には、青写真、計画書、図面、模型、数式、工学的な設計図及び仕様書、説明書並びに指示書であつて、書面による又は他の媒体若し

第十二条

この協定の適用上、

(a)から(e)まで (略)

くは装置（ディスク、テープ、読取専用のメモリー等）に記録されたものを含む。また、この特定の情報は、技術援助の形式をとることができ、そのような形式には、指導、技能の養成、訓練、実用的な知識の提供及び諮問サービスを含む。

(g) (f)にいう「開発」とは、設計、設計の研究、設計の解析、設計の概念、試作体の組立て及び試験、試験生産に係る計画、設計用の資料、設計用の資料から製品化を検討する過程、外形的な設計、統合的な設計、配置計画等の生産前の全ての段階をいう。

(h) (f)及び(g)にいう「生産」とは、建設、生産工学、製造、統合、組立て（取付けを含む。）、検査、試験、品質保証等の資材若しくは核物質を生産し、又は設備を製作するための全ての活動をいう。

(i) (f)にいう「使用」とは、運転、据付け（現場への据付けを含む。）、保守、点検、修理、整備及び補修をいう。

(j) 「技術に基づく設備」とは、この協定に基づいて移転された技術を用いて製作されたものとして両締約国政府が合意する設備をいう。

(k) 「回収され又は副産物として生産された核物質」とは、

(f) 「回収され又は副産物として生産された核物質」とは、

次の核物質をいう。

(i) この協定に基づいて移転された核物質から得られた核物質

(ii) この協定に基づいて移転された資材又は設備を用いて行う一又は二以上の処理によって得られた核物質

(iii) この協定に基づいて移転された技術を用いて得られたものとして両締約国政府が合意する核物質

(1) (略)

第十三条 (略)

第十四条

1から3まで (略)

4 この協定の下での協力の全部若しくは一部の停止又はこの協定の終了の後においても、第三条から第六条まで、第七条2、第七条のB3及び4並びに第十条から第十二条までの規定は、引き続き効力を有する。

(以下本文略)

附属書A

A部

この協定に基づいて移転された核物質から得られた核物質又はこの協定に基づいて移転された設備を用いて行う一若しくは二以上の処理によって得られた核物質をいう。

(g) (略)

第十三条 (略)

第十四条

1から3まで (略)

4 この協定の停止又は終了の後においても、第三条から第六条まで、第七条2及び第十条から第十二条までの規定は、引き続き効力を有する。

(以下本文略)

附属書A

A部

1 から10まで (略)

11| 外部熱遮蔽体 熱損失の削減及び格納容器の保護のため、

1 に定義された原子炉の内部において使用するために特に設
計され又は製作された外部熱遮蔽体

12| から16|まで (略)

B部 (略)

附属書B (略)

附属書C

1 この協定に基づいて移転された資材、核物質、設備及び技
術、技術に基づく設備並びに回収され又は副産物として生産
された核物質であつて、移転され又は再移転されるものは、
受領国である第三国において平和的非爆発目的にのみ使用さ
れること

2 (略)

1 から10まで (略)

11| から15|まで (略)

B部 (略)

附属書B (略)

附属書C

1 移転され又は再移転される品目は、受領国である第三国に
おいて平和的非爆発目的にのみ使用されること

2 受領国である第三国が非核兵器国である場合には、当該第
三国におけるすべての核物質について機関による保障措置が

3 (略)

4 (略)

5 この協定に基づいて移転された資材、核物質、設備及び技術、技術に基づく設備並びに回収され又は副産物として生産された核物質であつて、移転され又は再移転されるものが受領国である第三国から更に他の国に再移転される場合には、この附属書Cに規定する条件と同等のものが満たされることについての保証が当該他の国から得られること

適用されており、かつ、引き続き適用されること

3 核物質が移転され又は再移転される場合には、受領国である第三国において、機関による保障措置が当該核物質について適用されること

4 核物質が移転され又は再移転される場合には、受領国である第三国において、最小限附属書Bに定める水準の防護の措置が当該核物質についてとられること

5 移転され又は再移転される品目が受領国である第三国から更に他の国に再移転される場合には、この附属書Cに規定する条件と同等のものが満たされることについての保証が当該他の国から得られること